

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、両親に勧められ、20歳になった平成7年*月から国民年金に加入し、以降大学在学中は毎年国民年金保険料の免除申請を行っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した平成7年*月から申立期間直前まで3年連続して国民年金保険料の免除申請手続きを行っており、同手続きについて認識があったものと認められることから、申立人が学生最後の年度となる申立期間のみ保険料の免除申請を行わなかったものとは考え難い。

また、戸籍の附票及びA市の住民基本台帳により、申立人は、平成7年4月6日から11年3月31日まで同市に住所を定めていたことが確認でき、オンライン記録により、同年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるが、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び年金システムでは、9年4月1日に同市から転出したと記録され、平成9年度以降の国民年金に係る記録が無いことから、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人は、平成11年3月まで学生であり、申立期間当時の申立人の生活状況に大きな変化は無かったものと考えられ、申立人の国民年金保険料が免除されないこととなるような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和55年10月1日、同資格喪失日を56年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年4月1日まで
昭和55年10月1日にA病院の賃金職員として採用され、56年4月1日に本採用となり、同日から共済組合員となったが、賃金職員であった申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院から提出された人事記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A病院に賃金職員として勤務していたことが確認できる。

また、B病院は、「申立期間当時、賃金職員については、職種に関係なく、採用と同時に全員を厚生年金保険に加入させていた。申立人についても、同保険に加入させる取扱いであったと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚二人に照会し、両人から回答が得られたところ、このうち一人は、「申立期間当時、A病院では、賃金職員を厚生年金保険に加入させることになっていた。申立人についても、同保険に加入し、保険料を控除されていたと考えられる。」と供述している。

加えて、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚11人に照会し、7人か

ら回答が得られたところ、このうち、申立人と同じく賃金職員として採用されたとしている5人は、いずれも自身が記憶する採用日と同日に同保険の被保険者資格を取得している上、当該5人のうち1人は、「私は、昭和55年4月1日に採用された。採用時のオリエンテーションでは、賃金職員は、採用と同時に厚生年金保険に加入し、本採用されると共済組合員になるとの説明を受けた。」と具体的に供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚のA病院に係る社会保険事務所(当時)の記録から判断すると、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年10月から56年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録及び同社C支店における同取得日に係る記録を昭和37年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月15日から同年12月1日まで
昭和37年6月から62年6月までA社に継続して勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社B営業所から同社C支店に異動した時期に当たるが、同一企業内の転勤であり、厚生年金保険料が継続して控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合における組合員記録及び申立人と同時期に異動したとしている同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社B営業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動したとしている同僚から提供された社員人事台帳から判断すると、昭和37年11月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録及び同社C支店における同取得日に係る記録を昭和37年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月15日から同年12月1日まで

昭和35年4月から平成元年6月までA社に継続して勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社B営業所から同社C支店に異動した時期に当たるが、同一企業内の転勤であり、厚生年金保険料が継続して控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、国民健康保険組合における組合員記録及び申立人と同時期に異動したとしている同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社B営業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に異動したとしている同僚から提供された社員人事台帳から判断すると、昭和37年11月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和39年4月1日、同資格喪失日を40年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から40年5月1日まで

A社に、昭和39年4月1日から平成11年1月31日まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社B支店に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された従業員名簿及び複数の同僚の供述により、申立人は、昭和39年4月1日に入社し、申立期間において同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社B支店において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人、及び当該同僚の一人が名前を挙げた同僚3人の合計6人に照会し、全員から回答が得られたところ、いずれも「入社と同時に厚生年金保険等の社会保険に加入した。」と供述しており、当該6人について、雇用保険の被保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録により、それぞれの被保険者資格取得日を確認したところ、厚生年金保険の取得日が雇用保険の取得日より1か月早くなっている一人を除く5人は、いずれも両保険の取得日が一致していることが確認できることから、同社同支店では、従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが推認できる。

さらに、上記の6人の同僚は、「当時、申立人の社会保険の適用について、

会社が他の社員とは異なる取扱いをしていたことを聞いたことは無い。申立人も入社と同時に厚生年金保険等の社会保険に加入したはずである。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の従業員名簿に記載されている給与額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から40年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月21日から同年12月1日まで
A社B工場から本社に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間が生じている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人に係る辞令原簿(写し)、及び従業員台帳並びに同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和50年12月1日にA社B工場から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失手続の誤りを認めていることから、事業主が昭和50年11月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4508（事案 1356 及び 4399 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

年金記録によると、A社で勤務していた期間のうち、昭和 36 年 8 月 1 日より前の厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者となっているが、同社に入社した当初から第3種被保険者に該当する業務に従事していたので、申立期間の被保険者種別を第3種被保険者に訂正してほしいと、これまで2回申し立てたが認められなかった。

今回、当時の同僚に関する資料が新たに見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本においても、平成 16 年 6 月 30 日に解散していることから、清算人に照会したところ、「当時の資料は残っておらず、当時の代表取締役も死亡しているので、申立人の厚生年金保険の加入状況は分からない。」と回答していること、ii) 申立人は、同僚 17 人の名前を挙げているが、姓のみの記憶であるため、当該 17 人のうち 11 人については、個人を特定することができず、個人が特定できた 6 人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、一人は第3種被保険者となっているが、他の 5 人は第1種被保険者となっていること、iii) 社会保険事務所の記録から、昭和 32 年 4 月から 35 年 5 月までの期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 159 人の被保険者記録を確認したところ、第1種被保険者から第3種被保険者に種別を変更している者が 46 人（申立人を含む。）存在するが、この 46 人全員の種別変更日は、申立人と同じく 36 年 8 月 1 日とな

っていること、iv) 所在が確認できた同僚一人に照会したものの、厚生年金保険の加入状況に関する供述は得られず、申立人も、申立期間に第3種被保険者としての厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年10月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいては、i) 申立人から提出された当時の写真及び申立期間後の昭和62年当時に申立人自身が作成したとする履歴書からは、申立期間において第3種被保険者としての厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける内容は確認できないこと、ii) 当該事業所に係る商業・法人登記簿謄本において、申立期間当時に取締役であった者に照会したところ、「私は、B社では勤務しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び同保険料控除の状況についても分からない。」と回答していること、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚10人に照会し、新たに8人から回答が得られたものの、いずれの同僚からも、申立人の申立ての事実を裏付ける供述が得られなかった上、当該8人のうち、申立人と同じB社で勤務していたとする一人については、申立人と同様、36年8月1日に第1種被保険者から第3種被保険者に種別変更されていることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成24年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、当時の同僚から送られたとする年賀状及び当時の同僚の家族とする者の名刺を提出し、「提出した資料を基に、同僚に対する再調査を行ってほしい。」と主張しているものの、このうち、年賀状の差出人は既に死亡しており、また、名刺が提出されている者については、個人が特定できないことから、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、当該名刺の者と同じ姓の同僚のうち、唯一生存及び所在が確認できた者に照会したものの、同人は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月頃 から 35 年 4 月 1 日まで

昭和 33 年 9 月頃に A 社（現在は、B 社）に入社し、その後、36 年 9 月まで勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、35 年 4 月 1 日となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における勤務状況に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中において、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、また、申立人が名前を挙げた当時の事務担当者二人は、いずれも「申立期間当時の状況は覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 35 年 3 月における厚生年金保険の被保険者数は 28 人で、同年 4 月 1 日に、申立人及び同僚 77 人（申立人が、自身より前に入社していた同僚として名前を挙げた 6 人を含む。）が一斉に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚 77 人のうち、生存及び所在が確認できた 11 人に照会し、その全員から回答が得られたところ、このうち、自身の入社日を記憶している 9 人は、その記憶する入社日からそれぞれ 12 か月後から 29 か月後に厚生年金

保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、回答が得られた上記同僚 11 人のうち 5 人は、A 社に採用された当初に、見習期間又は正社員でない期間があった旨供述しているとともに、当該 5 人のうち 2 人は、「厚生年金保険に加入する前の期間は、同保険料を控除されていなかったと記憶している。」と供述している。

以上のことから判断すると、当時、事業主は、従業員の採用と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。